

いじめ防止基本方針

小矢部市立津沢小学校
(令和4年4月改訂)

1 いじめの基本理念と定義

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは絶対に許されない」、「いじめはどの児童にも、どの学校でも起こりうる」との強い認識をもち、学校全体でいじめ防止（未然防止・早期発見・早期解決等）に取り組み、いじめ根絶を目指す。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等。

○ いじめの解消

単に謝罪をもって解消とすることなく、少なくとも次の2つの要因が満たされている必要がある。ただし、これらの要因が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情を勘案し、判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が3か月継続していること。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめのかかる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないとみとめられること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

全ての児童を対象に、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を築くための取組を行う。

① 生徒指導の機能を生かした授業と人間関係づくり

- ・自己決定の場や自己存在感を感じる活動とともに、分かったという充実感や達成感を味わう授業を行う。
- ・学習規律を守り、互いのよさを認め合う場を設定し、温かい人間関係をつくる。
- ・学級で自己有用感を高め、一人一人の居場所をつくる。

② 命や人権を尊重する心を育てる取組

- ・道徳教育で、互いのよさや違いを認め、他を思いやる心を育てる。
- ・学級活動や道徳科で、いじめに関する内容を取り扱って指導する。
- ・異学年が交流する活動を通して他を思いやる心と力を合わせて行動する態度を育

- てる。
- ・児童会活動で、思いやりの心を深める活動を企画し、思いやりのある学校づくりを進める。
- ③ いじめ防止に関する研修や児童理解を深める取組
- ・教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教師の人権感覚を磨く研修を行い、指導の在り方に細心の注意を払う。
 - ・ネットいじめを防止するため、情報モラル教育を計画的に進める。
- ④ 保護者等と連携した取組
- ・ホームページ等で、「津沢小学校いじめ防止基本方針」を公開していることを保護者に案内し、家庭と地域が一体となった取組を推進するため、普及啓発を行う。

(2) いじめの早期発見

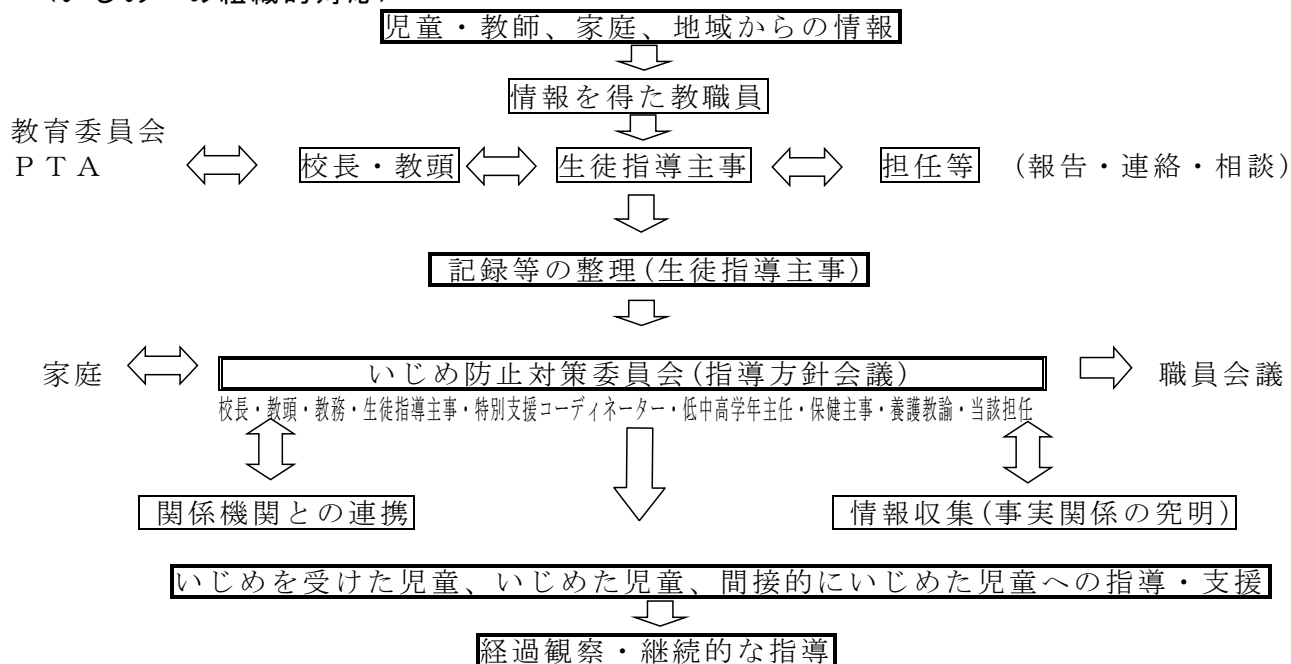
児童のささいな変化に気付く力を高め、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

- ① 日々の観察
- ・全教職員が協力して、児童を複数の視点で見守り、「心」のサインや小さな変化を見逃さないように「情報カード」や「見守りを必要とする児童サポート会議」を通して、教職員間で情報を共有する。
 - ・収集した情報を迅速に報告・連絡・相談する。
- ② アンケート調査
- ・アンケート調査(いじめを含む悩み調査)を年2回行う。
 - ・Q-U調査(学級診断尺度調査)を年2回行う。
- ③ 教育相談
- ・児童全員への個人面談を各学期に行う。

(3) いじめの対応

いじめを確認した場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童や知らせた児童の安全を確保し、関係児童に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的に複数の教員で対応を行い、再発防止に努める。また、事案に応じ、家庭や教育委員会、関係機関と連携する。

<いじめへの組織的対応>



- ① いじめが発見された場合は、関係教職員等による「いじめ防止対策委員会」を編

成し、緊密に情報交換や共通理解をし、指導方針を明確にして対応する。

- ② いじめを受けた児童に対しては、本人の痛みに寄り添い、心のケアに努め、いじめから守る。また、いじめた児童に対しては、毅然とした対応を行う。
- ③ 教育委員会へ報告する。必要に応じ児童相談所や警察署等に協力を要請したり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣を要請したりする。
- ④ 保護者に対し、明らかになった事実と経過、今後の対応等を具体的に報告し、理解と協力を求める。
- ⑤ いじめに関する情報を全教職員で共有し、再発を防止する。
- ⑥ ネットいじめについては、サイト管理者へ削除を要請し、児童の生命や身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、市教委や警察と連携して対応する。

(4) いじめの再発防止への対応

いじめの原因や背景を把握し、その情報を全教職員で共有し、同じ児童がいじめを受けることやいじめのターゲットが変わっていじめが続くことを防ぐ。

- ① いじめが解決した後も継続的観察と定期的なカウンセリングを行う。
- ② Q-U調査(学級診断尺度調査)等を活用し、学級集団の中での意識調査を継続して行う。
- ③ 保護者や地域との連携を深め、継続的な見守りを行う。

(5) 地域や家庭、関係機関との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校と地域・家庭が、いじめの問題について連携した対策を推進する。

学校や市教育委員会において、いじめる児童等に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果をあげることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携を図る。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

① 重大事態の意味

重大事態とは、「いじめにより、学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、または「いじめにより学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」を意味する。

② 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに（不登校重大事態の場合は、7日以内に）教育委員会を通じて市長に事態発生について報告する。

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査では、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの客観的な事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、以下の点に留意する。

ア いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り等の調査を行う。その際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査とする。

イ いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

(2) 調査結果の提供及び報告

- ① 調査を行ったときは、調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- ② 情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で経過報告するように努めるとともに、他の児童生徒や関係者のプライバシー保護に配慮する。
- ③ 調査結果の報告については、教育委員会を通じ市長に報告する。